

個人市民税 Q&A

Q 1. 年の途中で引っ越した場合に市・県民税を納める市町村は？

わたしは、令和3年1月15日にA市からB市へ引っ越しました。令和3年度の市・県民税はどちらへ納めることになりますか？

A 1. 令和3年1月1日現在で、あなたの住所はA市にあったので、その後B市に引っ越しても令和3年度の市・県民税はA市に納めていただくことになります。

Q 2. 年の途中で亡くなった方の市・県民税は？

わたしの父は、令和3年6月に死亡しましたが、父の令和3年度分の市・県民税はどのようになるのでしょうか？

A 2. 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市（区）町村が課税することになっています。

したがって、令和3年6月に亡くなった方にも課税されますので、年の途中で亡くなった場合の市・県民税は、相続人の方に納めていただくことになります。

なお、翌年度の市・県民税は課税されません。

Q 3. 退職した翌年にも市・県民税の納税通知書が届きましたが？

わたしは、退職した年に退職金から市・県民税を差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか？

A 3. 退職所得に対する市・県民税は、退職所得が支払われる際に徴収され、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する市・県民税は、その翌年に納めていただくことになります。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などの市・県民税の納税通知書が送られてきたと思われます。

Q 4. 前年中に収入がなくても申告は必要ですか？

わたしは、前年中に収入がまったくありませんでしたが、この場合でも市・県民税の申告は必要でしょうか？

A 4. 前年中に収入がない方についても、市・県民税の申告が必要です。また、収入が遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの方も同様に申告が必要です。

また、申告をしないと国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの社会保険制度における軽減措置が受けられない、所得証明書の交付が受けられないなどの不都合が生じます。

Q 5. 給与以外に収入がある場合の市・県民税の申告は必要ですか？

わたしは、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が18万円ほどあります。所得税の場合は、20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市・県民税の申告は必要ですか？

A 5. 所得税においては、所得の発生した時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告不要とされていますが、市・県民税にはこのような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多少にかかわらず市・県民税の申告をする必要があります。

Q 6. 年の途中で海外へ転勤した場合の市・県民税は？

わたしは、令和3年4月1日付で2年間の予定で海外に転勤することになり、A市役所に転出届及び納税管理人申告書を提出の後同日に出国しました。この場合、市県民税はどうなるのでしょうか？

A 6. 個人住民税の納税義務は、賦課期日1月1日時点の住所の有無により確定されており、出国しても納税義務は消滅しないこととされておりますので、令和3年度分については、課税されますが、令和4年度分は、国内に住所を有しないため課税されません。